

第15回佐賀県総合教育会議

議 題

校則と指導について



さがデザイン
さがをかえる しゅみを考える

 佐賀県
<http://www.pref.saga.g.jp/>

令和元年11月25日

本日議論いただきたいこと

<趣旨>

社会が変わっていく中、子どもたちが、

- ・ 自主性を伸ばす
- ・ 自分で学び取る力を育む

こうした教育環境をいかにして作っていくのか。

<意見交換>

- 校則について
- 自主性や創造性を伸ばすための指導のあり方について

……「なぜ」このルールがあるのかを伝えることの大切さ
など

学校	校則
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校区外へは子供たちだけでは行かない。 ・大きなお店には子供たちだけでは行かない。 ・ゲームセンターやカラオケボックスには入らない。(家の人と一緒にでもだめ) ・シャープペンシルは持ってこない。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・マフラーは禁止。ネックウォーマーは可。 ・くるぶしソックス、ハイソックスは禁止。 ・市外に出る時は標準服を着用。 ・髪は、眉毛にかからない、耳、襟にかからない(男)、肩にかからない(女)。 ・髪を結ぶ場合は耳より下の位置で。二つ結びか三つ編みに。 ・バッグにはキーホルダー等の装飾は禁止。 ・登下校の途中で買い食いはしない。 ・通塾は届け出る。
高校	<ul style="list-style-type: none"> ・下着は白色、淡色、無地。 ・髪は、眉毛、耳にかからない。 ・後ろ髪は襟にかからないように刈り上げる。(男) ・夜間の外出は、男子は午後9時まで、女子は日没まで。 ・みだりに喫茶店、飲食店に立ち入らない。 ・旅行に行く場合は、事前願い。 ・携帯電話の持込禁止。

校則をめぐる動き 1

2018年10月 佐賀新聞 【記者日記 校則って何のため?】

- ・「通学バッグにキーホルダー禁止、汗ふきシートは無香料、前髪は眉にかからない」など、佐賀市内の中学校の校則を知って驚いた。明文化されていない項目も含め、30年前よりむしろ厳しくなっている。
- ・通称「オン・ザ眉毛」は高校入試面接で、眉毛をいじっていないことが一目で確認できるからと聞いたが、面接担当者が、眉毛が見えないからと評価を下げることもあるのか。
- ・文科省学習指導要領は「自ら考え、判断し、表現する力を育む」ことを教育現場に求めるが、あまりに細かい決まり事は、子どもたちを思考停止に向かわせてはいないか。

2019年8月 デーリー東北 【発育促進へ「置き勉」で重さ軽減 / 八戸・根城中】

<生徒会主体の取組「リュッカル（リュックを軽く）」>

- ・「置き勉したい」との生徒の意見を生徒会で議論。
→ 本年5月 7つのルールを生徒会で可決。全職員からも承認を得る。
(例)「置いて帰る教科書の整理整頓」「生徒が点検、だらしのないケースは禁止令発出」等
→ 生徒会長と校長が契約書を締結して開始。

校則をめぐる動き 2

2018年4月 校則など4割見直し、髪染め強要問題で <大阪府立高校>

- ・女子生徒が生まれつき茶色っぽい髪を黒く染めるよう強要されたとして府を提訴。
- ・府教育庁が各校に点検と対策を指示。
 - 「茶髪」を「染色・脱色」の表現に変更
 - 時代の変化に合わせ、携帯電話を「持込禁止」から「授業中使用禁止」に変更 など

2019年10月 下着の色制限などの「ブラック校則」を廃止 <岐阜県教委>

- ・市民団体からの求めに応じ県教委が検討。
 - 下着の色を白や黒などに制限する規定、家族旅行の届出を求める規定などを削除。

「校則あえて全廃」 <世田谷区立 桜丘中学校>

- ・校則を全廃するなど、様々な子どもに合わせた柔軟な教育に挑戦。
- ・チャイムは朝一度だけ、制服は着ても着なくてもよい、携帯電話やタブレット持込可。
- ・法に触れないという最低限のルールを守ることを条件に校則を廃止。

フィンランドと日本の校則

	フィンランド	日本
類型	自己判断型？ 背景:ウェルビーイング(よりよく生きる)や教育への自主的参加の理念	管理型？ 規律訓練型？
パターン	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的なものだけ10個程度。 ○国指針がベース。 …追加分は子どもと先生が相談して決める。 ○服装や髪に関するものは無い。(本人に決定権) 	<ul style="list-style-type: none"> ○全般的、多岐にわたる。 …通学、学習、礼儀、校内生活、服装・髪型、校外生活など ○社会通念上合理的な範囲で。 ○決定権限は校長。
校則例	<p><ヨキ・ニエミ総合学校校則を要約> ※小中一貫校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○つぎの規定のみ ・私は、校則と法律を守る。 ・私は、行儀よく振る舞う。 ・私は、平穏を保つ。 ・私は、いじめたり、脅したり、傷つけたりしない。 ・私は、時間割を守る。自発的に学習に取り組む。 ・私は、他人の財産を尊重する。整理整頓に注意する。 ・私は、学習のために許可を得て携帯電話を使用する。 ・私は、必要ない物を持ってこない。 ・私は、授業日の学校外への外出は許可を得る。 	<p><県内学校の一般的校則></p> <ul style="list-style-type: none"> ○細かく規定 ※再掲 ・校区外へは子供たちだけでは行かない。 ・ゲームセンターやカラオケボックスには入らない。(家の人と一緒にでもだめ) ・くるぶしソックス、ハイソックスは禁止。 ・下着は白色、淡色、無地。 ・市外に出る時は標準服を着用。 ・髪は、眉毛、耳にかからない。 ・携帯電話の持込禁止。

岩竹美加子 著「フィンランドの教育はなぜ世界一なのか」ほかウェブ掲載情報を活用

校則の見直し

- 児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものとなるよう、絶えず積極的に見直さなければならない。【再掲】(文科省)
- 校則の内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要。そのため、あらかじめ児童生徒・保護者には内容や趣旨について周知しておくことが必要である。
- 校則の内容の見直しは、校長の権限だが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAの意見を聴取したりするなどの取組を行う例もある。
- 校則の見直しは、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなる。

【校則に対する相談例】

- カラオケボックスは保護者同伴でも行ってはいけないのでしょうか
- 登下校中の名札着用、体操服ゼッケンの氏名は必要でしょうか

【校則を見直した例】

- 携行品を見直し、学校に置いてよい教材等のリストを児童生徒、保護者へ配付した
- 制服のスカートとズボンが選択できるようにした

【県教育委員会の公立学校への支援】

- 校則の見直しについて
 - ・ 校則の制定については校長の権限であるが、校長、副校長・教頭研修の際、上記の視点で見直すよう呼びかけている。
 - ・ 中学校・高等学校生徒指導連盟の申合せ事項に対しても、連盟に対して見直すよう呼びかけている。

(参考) 校則と指導について

【校則とは】

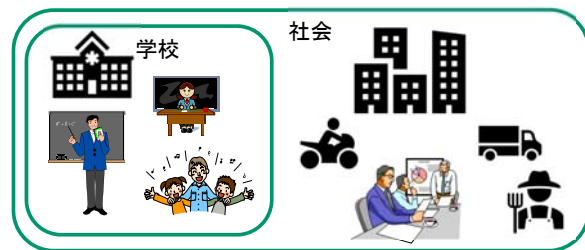
学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められたもの

児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、一定の決まりが必要

【校則の定め方】

社会通念上合理的と認められる範囲内において校則を定めることができる。

校則を決める権限は、学校運営の責任者である校長にある。



【校則の見直し(文科省)】

児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものとなるよう、絶えず積極的に見直さなければならない。

【学校の指導】

一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行う。

校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行う。

校則を守らせることのみでの指導になっていないか注意を払う必要がある。

(参考) 校則の例

- ・通学に関するもの(登下校の時間、自転車・オートバイの使用等)
- ・校内生活に関するもの(授業時間、給食、環境美化、あいさつ等)
- ・服装、髪型に関するもの(制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧等)
- ・所持品に関するもの(不要物、金銭等)
- ・欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの
- ・校外生活に関するもの(交通安全、校外での遊び、アルバイト等)

県全体や市町で統一的に決めている校則もある。

(例)

○佐賀県高等学校生徒指導連盟の申合せ事項

(深夜徘徊・無断外泊禁止、バイク使用原則禁止 など)

○市町で決めていること

佐賀市小・中学校生徒指導協議会の申合せ・長期休業中の内容

(外泊:友人間の外泊は厳禁

服装:小学生は名札をつけることが望ましい。中学生は標準服が望ましい

その他:小学生は(1人または友人と)大型ショッピングセンター等には行かない など)